

第27回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年6月28日 13:30から14:40
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 2番 河崎 忠委員 | 3番 田井 博行委員 | 4番 福西 範委員 |
| 5番 田井 克廣委員 | 6番 三木 均委員 | 7番 浅野 徳昭委員 |
| 8番 熊坂 隆雄委員 | 9番 野村 照明委員 | 11番 松下 裕幸委員 |
| 12番 佐藤 泰正委員 | 13番 細川 裕委員 | 14番 菊池 隆委員 |
| 15番 村上 正人委員 | 16番 松永 征明委員 | 18番 菊池 利治委員 |
| 19番 大坂 博文委員 | 20番 稲場 洋二委員 | 21番 成田 俊英委員 |
- (以上 18名)
4. 欠席委員
- 10番 佐藤 裕司委員
- (以上 1名)
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
- 事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 高山 直樹 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美
- (以上 6名)
6. 議事日程
- 会議録署名委員の指名 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員
- 会期決定について 平成29年6月28日(1日)
- 会務概要報告
- 報告第80号 現況証明願について(市街化区域)
報告第81号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第82号 農業経営証明願について
報告第83号 農業委員会のあっせん証明書について
議案第107号 現況証明願について
議案第108号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第109号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第110号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第111号 農用地利用配分計画(案)への同意について
議案第112号 参考賃借料の設定について
(追加議案)
議案第110号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。
それでは、ただいまより第27回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。議事録署名人に4番、福西範委員、5番、田井克廣委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日6月28日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
阿部局長補佐

それでは、会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が4件ございます。

初めに、報告第80号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の4ページにございます、報告第80号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書5ページの表の1番は、資料が6ページから8ページにございます。

市街化区域内の[]、の一筆、公簿地目が畑になっております269㎡の土地について、所有者の[]氏より現況証明願があり、6月12日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第80号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、報告第81号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の9ページでございます、報告第81号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において、合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、阿寒地区で2件の通知がありました。

議案書10ページの表の1番は、資料が11ページから21ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他30筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■との間で、平成29年5月26日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書10ページの表の2番は、資料が22ページ、23ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■、の一筆、■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■氏との間で、平成29年6月14日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、2件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第81号「農地法第18条第6項の規定による通知について」質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第82号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは議案書24ページでございます、報告第82号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で2件の申請がありました。

議案書25ページの別表の1番は、■■■■の■■■■氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成29年5月22日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書25ページの別表の2番は、■■■■の■■■■から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成29年6月8日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の農業経営証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第82号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第83号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書26ページ目にございます報告第83号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。

今回は、鉏路地区で1件ございました。

議案書27ページの別表の1番は、 氏より農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願いの申請がございました。

1番につきましては、平成29年2月23日開催の第23回総会、議案第92号の1番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、 、他1筆、合計 m²の農地について、 円で 氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

なお、証明に当たっては農地基本台帳で確認し、農業委員会のあっせんによる、農地の譲渡である旨、会長専決処理により証明を致しましたので、報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第83号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。
議案第107号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の28ページにございます、議案第107号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、鉏路地区から1件、音別地区から2件の現況証明願の申請がございました。

議案書29ページにございます表の1番ですが、資料は30ページ、31ページにございます。

農振地域内白地の公簿地目が畑である、 、の一筆、 m²の土地について、所有者であります、 氏の代理人であります、 氏から現況証明願がございました。

6月20日、鉏路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

議案書29ページにございます表の2番ですが、資料は32ページ、33ページに

ございます。

農振地域内白地の公簿地目が畑である、[redacted]の一筆、[redacted] m²の土地について、所有者であります[redacted]氏の代理人であります、[redacted]氏から現況証明願がございました。

6月6日、音別地区の農業委員5名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

議案書29ページにございます表の3番ですが、資料は32ページ、34ページにございます。

農振地域内白地の公簿地目が畑である、[redacted]、他8筆、合計[redacted] m²の土地について、所有者であります[redacted]氏から現況証明願がございました。

6月16日、音別地区の農業委員5名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況はいずれも、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、3件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたいお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の河崎委員から報告をお願いします。

委員
河崎委員

議案第107号の1番の現況証明願について報告致します。

申請のあった場所は、[redacted]氏が所有する、[redacted]の一筆、公簿地目が畑となっている、[redacted] m²の土地で、平成29年6月20日、釧路地区農業委員3名及び事務局2名で現地調査を実施したところ、当該地は、農地採草放牧地以外であり、利用状況は「原野」であることを確認しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

河崎委員、ありがとうございました。

次に、2番と3番の現地調査結果について、調査委員長の田井克廣委員から報告をお願いします。

委員
田井克廣委員

番号2番について、調査報告いたします。

願出のあった土地は、[redacted] (面積 [redacted] m²) で公簿地目が畑となっており、土地の所有者は[redacted]氏で、申請者は[redacted]氏より、現況証明願の提出がありました。

調査日は平成29年6月6日、音別地区委員5名及び事務局職員2名において現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

続いて番号3番は、[redacted] ([redacted] m²)、[redacted] ([redacted] m²)、[redacted] ([redacted] m²)、[redacted] ([redacted] m²)、[redacted] ([redacted] m²)、[redacted] ([redacted] m²)、[redacted] ([redacted] m²)、の9筆で公簿地目が畑となっており、所有者、申請者ともに[redacted]氏より現況証明願の提出がありました。

調査日は平成29年6月16日、音別地区委員5名及び事務局職員2名において現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

以上、現況証明願の現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

田井克廣委員、ありがとうございました。
それでは、議案第107号「現況証明願」について一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第107号「現況証明願」について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第107号「現況証明願」については原案のとおり決定致します。

次に、議案第108号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します、事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書35ページ目でございます、議案第108号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は阿寒地区で4件、音別地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書36ページの表の1番は、資料が議案書の38ページ、39ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、無償で譲渡するものです。

次に、議案書36ページの表の2番は、資料が議案書40ページ、41ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、■■■■㎡の農地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸するものです。

次に、議案書36ページの表の3番は、資料が議案書40ページ、42ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、■■■■㎡の農地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸するものです。

次に、議案書37ページの表の4番は、資料が議案書40ページ、43ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、■■■■㎡の農地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸するものです。

議案書37ページの表の5番は、資料が議案書の44ページと45ページにございますが、■■■■氏が所有する■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■に賃貸するものです。

お手元に配布致しております農地法第3条調査書、一般法人調書、及び、「農地所有適格法人以外の法人が農地を賃貸借できることについて」をご覧ください。

は、農地所有適格法人の要件を満たさない一般法人でございますが、その事業内容等については一般法人調書のとおり、「ふき栽培の試験研究」と「ふき加工品の商品化」を目的としております。

一般の法人の農地の賃貸借、及び、別段の面積を下回る農地の権利の取得につきましては、農地法と農地法施行令より関係条文を抜粋しましたのでご覧ください。

1 ページ目の農地法第3条第1項の許可は、第2項の各号に該当する場合は許可できませんが、その第2号に「農地所有適格法人以外が前号に掲げる権利を取得しようとする場合」とあり、一般の法人の権利の取得を禁止しております。

しかし、農地法第3条第3項では、「解除条件付き使用貸借または賃貸借であること」、「地域の他の農業者と適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること」、「その法人の業務執行役員等のうち1名以上の者が常時従事すること」を条件に、第3条第1項の許可を可能としております。

この場合において、2ページ目にごございます農地法第3条第4項では、「その旨をあらかじめ市町村長に通知すること」が規定されておりますので、釧路市長に対し、通知を行いました。

農地法第3条第6項では、借り受けた一般法人は農業委員会に対し、毎年利用状況の報告をしなければならない旨の条件付けが規定されております。

次に、別段の面積を下回った農地の権利取得についてでございます。

農地法第3条第1項の許可は、第2項の各号に該当する場合は許可できませんが、その第5号に「権利取得後における合計面積が別段の面積に達しない場合」という旨の記載がございます。

ここで、関係条文の3ページ目に農地法施行令の抜粋がございますが、第2条で「農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外」についての規定をしています。

4ページ目の下から1/3ほどのところがございます、農地法施行令第2条第3項に「別段の面積に達しない場合の権利移動の不許可の例外」についての記載がございますが、第1号から第3号のいずれにも該当しませんので、第4号「前項各号のいずれかに掲げる事由」という部分となります。

ここで前項各号を見ていきます。

4ページ目の上から3行目から始まりますが、農地法施行令第2条第2項第1号から第4号のいずれにも該当せず、ここでも第5号の「前項第1号イからニに掲げる事由」という部分となります。

3ページ目の農地法施行令第2条第1項第1号のイに「その法人の業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること」とございまして、ここが先ほどの一般法人調書の内容に合致するので、農地法第3条第1項の許可が可能であると確認できます。

以上、5件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の稲場委員に報告を求めます。

委員
稲場委員

議案第108号の1番の「農地法第3条の規定による許可申請について」報告致し

ます。

1番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の一筆、[]㎡の農用地について、[]氏に無償譲渡により、所有権移転を行うものです。

この件については、かねてから相談がありましたので、平成29年4月19日、阿寒地区農業委員7名及び事務局職員4名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用・管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

次に、2番から4番について、調査委員長の熊坂委員に報告を求めます。

委員
熊坂委員

議案第108号の2番、3番、4番の「農地法第3条の規定による許可申請について」報告致します。

2番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、[]㎡の農地について、[]氏に賃貸を行うものです。

3番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の一筆、[]㎡の農地について、[]氏に賃貸を行うものです。

4番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の一筆、[]㎡の農地について、[]氏に賃貸を行うものです。

これら3件について、平成29年6月16日、阿寒地区農業委員5名及び事務局職員3名で現地確認を行った結果、当該農用地については今後も農用地として適正に利用・管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

次に5番について、調査委員長の田井克廣委員に報告を求めます。

委員
田井克廣委員

5番の[]氏と[]氏の賃貸借に係る農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

平成29年6月6日、音別地区農業委員5名及び事務局2名により現地調査及び協議を行った結果、借主の[]は、農地所有適格法人ではありませんが、ふき栽培の試験研究のための賃貸であり、今後も当該農地を適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を満たしておりますことから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

それでは、1番から5番を一括審議を致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第108号「農地法3条の規定による許可申請」の1番から5番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第108号「農地法3条の規定による許可申請」の1番から5番について原案のとおり決定致します。

次に、議案第109号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について審議しますので、事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書46ページでございます、議案第109号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

議案書47ページ目の表の1番は、資料が議案書48ページから53ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、公簿面積■■■■㎡の農用地について、平成30年7月20日まで■■■■に無償で使用貸借した上で、隣接の非農地と合わせて、■■■■が砂利採取を行う一時転用の許可申請です。

砂利採取については、既に釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。

また、農業振興計画への影響についても、釧路市農林課に照会を行い、支障ない旨の回答を得ております。

本件につきましては、6月16日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員3名で、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第5条調査書をご参照下さい。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について」の1番について、調査委員長の熊坂委員より報告をお願いします。

委員
熊坂委員

議案第109号の1番の「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について報告致します。

1番の申請の内容ですが、■■■■氏が所有している■■■■、の一筆、■■■■㎡の採草放牧地について、■■■■に無償で使用貸借し、砂利採取のための一時転用を行うものです。

この砂利採取については、 氏が所有する隣接地の
 の山林と一体で行う計画となっています。

平成29年6月16日、阿寒地区農業委員5名及び事務局職員3名で現地調査及び協議を行った結果、計画されている場所は、農振白地で農用地区域内ではありますが、釧路市長から「農振整備計画の達成に支障ない」旨の回答を得ており、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

砂利採取期間も1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしていることから、調査委員会としては許可相当という意見となりましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

熊坂委員、ありがとうございました。

それでは「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第109号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番については原案のとおり決定致します。

次に、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の54ページでございます、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で6件、音別地区で13件、合計20件の計画がございます。

議案書55ページの表の1番ですが、資料は議案書の60ページから65ページにございます。

 が所有する、 、他9筆、合計 m²の農地について、農地保有合理化事業により、 氏に、11,511,000円で売買による所有権移転を行うものです。

議案書55ページの表の2番は、資料が議案書の66ページから73ページにございます。

 が所有する、 、他26筆、合計 m²の農用地について、農地保有合理化事業により に、 円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書56ページの表の3番ですが、資料は74ページ、75ページにございます。

氏が所有する、
、他3筆、合計 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の
と
との間で年間 円、期間は 年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書56ページの表の4番ですが、資料は74ページ、76ページにございます。

氏が所有する、
の一筆、 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の
と
との間で年間 円、期間は 年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書56ページの表の5番ですが、資料は74ページ、77ページにございます。

氏が所有する、
、他1筆、合計 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の
と
との間で年間 円、期間は 年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書56ページの表の6番ですが、資料は78ページから80ページにございます。

氏が所有する、
、他2筆、合計 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の
と
との間で年間 円、期間は 年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書56ページの表の7番ですが、資料は議案書の81ページ、82ページにございます。

氏が所有する、
、他2筆、合計 m^2 の農地について、
との間で年間 円、期間は 年間で賃貸借による利用権の設定を行うものでございます。

次に、議案書57ページの表の8番ですが、資料は議案書の83ページ、84ページにございます。

が所有する、
、他5筆、合計 m^2 の農地について、農地保有合理化事業により 氏に、
円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書57ページの表の9番ですが、資料は議案書の83ページ、85ページにございます。

が所有する、
、他3筆、合計 m^2 の農地について、農地保有合理化事業により 氏に、
円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書57ページの表の10番ですが、資料は議案書の86ページから88ページにございます。

氏と、
氏が所有する、
、他6筆、合計 m^2 の農地について、
氏に
円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書57ページの表の11番ですが、資料は89ページ、90ページにございます。

氏が所有する、
m²の農地について、との間で年間円、期間は年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書57ページの表の12番ですが、資料は89ページ、91ページにございます。

氏が所有する、
m²の農地について、氏との間で年間円、期間は年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書58ページの表の13番ですが、資料は89ページ、92ページにございます。

氏が所有する、
m²の農地について、氏との間で年間円、期間は年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書58ページの表の14番ですが、資料は89ページ、93ページにございます。

氏が所有する、
m²の農地について、との間で年間円、期間は年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書58ページの表の15番ですが、資料は94ページ、95ページにございます。

氏が所有する、
m²の農地について、との間で年間円、期間は年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書58ページの表の16番ですが、資料は94ページ、96ページにございます。

氏が所有する、
m²の農地について、氏との間で年間円、期間は年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書58ページの表の17番ですが、資料は94ページ、97ページにございます。

氏が所有する、
m²の農地について、氏との間で年間円、期間は年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書59ページの表の18番ですが、資料は94ページ、98ページにございます。

氏が所有する、
m²の農地について、氏との間で年間円、期間は年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書59ページの表の19番ですが、資料は94ページ、99ページ、100ページにございます。

氏が所有する、
m²の農地について、氏との間で年間円、期間は年間で賃貸借を行うもので

ございます。

次に、議案書59ページの表の20番ですが、資料は94ページ、101ページから103ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、合計■■■■m²の農地について、■■■■との間で年間■■■■円、期間は■■■■年間で賃貸借を行うものでございます。

以上20件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から説明のありました議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議しますが、阿寒地区では、2番と6番については、有限会社仁成ファームの役員であります、菊池利治委員が議事参与の制限にあたります。

5番については、阿寒TMRセンター構成員であります、松下委員が議事参与の制限にあたります。

6番は菊池隆委員本人に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。

さらに、3番から6番につきましては、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合の役員および理事であります、佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員が議事参与の制限にあたります。

また音別地区では、9番は田井博行委員の親族に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。

10番、13番、18番は田井克廣委員本人に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。

11番と15番については、株式会社敬和ファームの役員であります、成田委員が議事参与の制限にあたります。

そこで、2番、6番、5番、3番と4番、9番、10番と13番と18番、11番と15番に分けて審議した後、1番、7番、8番、12番、14番、16番、17番、19番、20番を一括審議することとします。

それでは、2番を審議しますので、菊池利治委員は退室して下さい。

(菊池利治委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番については原案のとおり決定致します。

次に、6番を審議しますので、菊池隆委員、佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員は退室して下さい。

(菊池隆委員、佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員退室)

議長
野村会長

それでは、6番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の6番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の6番については原案のとおり決定致します。

次に、5番を審議しますので、松下委員は退室して下さい。

菊池隆委員、菊池利治委員は入室して下さい。

(松下委員退室)

(菊池隆委員、菊池利治委員入室)

議長
野村会長

2番と6番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、5番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番については原案のとおり決定致します。

次に、3番と4番を審議しますので、松下委員は入室して下さい。

議長
野村会長

(松下委員入室)

5番は、原案のとおり決定致しました。
それでは、3番と4番を審議します。
質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番と4番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員
委員一同

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番と4番については原案のとおり決定致します。
佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員は入室して下さい。

(佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員入室)

議長
野村会長

3番、4番は、原案のとおり決定致しました。
次に、9番を審議しますので、田井博行委員は退室して下さい。

(田井博行委員退室)

議長
野村会長

それでは、9番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の9番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の9番については原案のとおり決定致します。

次に、10番、13番、18番を一括審議しますので、田井克廣委員は退室して下さい。

田井博行委員は、入室して下さい。

(田井克廣委員退室)

(田井博行委員入室)

議長
野村会長

9番は、原案のとおり決定致しました。
それでは、10番、13番、18番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の10番、13番、18番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の10番、13番、18番については原案のとおり決定致します。

次に、11番と15番を審議しますので、成田委員は退室して下さい。
田井 克廣委員は、入室して下さい。

(成田委員退室)

(田井克廣委員入室)

議長
野村会長

10番、13番、18番は、原案のとおり決定致しました。
それでは、11番、15番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の11番、15番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の11番、15番については原案のとおり決定致します。
成田委員は、入室して下さい。

(成田委員入室)

議長
野村会長

11番と15番は、原案のとおり決定致しました。
続きまして、残りの1番、7番、8番、12番、14番、16番、17番、19番、
20番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計
画の決定」の1番、7番、8番、12番、14番、16番、17番、19番、20番
について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定」の1番、7番、8番、12番、14番、16番、17番、
19番、20番については原案のとおり決定致します。

次に、議案第111号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によ
る農地利用配分計画(案)に対する意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の104ページでございます、議案第111号「農地中間管理事
業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用配分計画(案)に対する意見聴
取」について説明致します。

農地中管管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市町村は、農
用地利用配分計画の案を作成する際に、農業委員会の意見を聴くことになっておりま
す。

今回、議題としました件は、議案第110号の7番で、
に集積を決定しました阿寒地区1件の農用地の配分計画(案)になります。

議案書105ページ目の表の1番ですが、資料は議案書の106ページ、107ペー
ジでございます。

が中間管理権を有することを決議した、
、他2筆、合計 m^2 の農地について、氏に、年間
円で、年ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

以上、1件の農用地利用配分計画(案)について、ご審議を頂きたくよろしくお願
い致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の審議に入
りますが、1番につきましては、松下委員に関する事項で、議事参与の制限にあたり

ますので、松下委員は退室して下さい。

(松下委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第111号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用配分計画(案)に対する意見聴取」の1番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第111号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用配分計画(案)に対する意見聴取」の1番については原案のとおり決定致します。

松下委員は入室して下さい。

(松下委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第112号「参考賃借料の設定について」審議致します。事務局より、説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書108ページにございます、議案第112号「参考賃借料の設定」について説明致します。

平成21年12月15日に、農地法等の一部を改正する法律が施行されました。

この改正に伴い、標準小作料制度は廃止され、代わりに農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供することとなりました。

釧路市における平成28年1月から平成28年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準が109ページの別表のとおりまとまりましたので報告致します。

なお、資料につきましては、農地法第52条の規定に基づき、釧路市の農地に関する賃借料等の情報提供として市のホームページに掲載する予定です。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第112号「参考賃借料の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同
議長
野村会長

なし

質問がないようですので、採決いたします。

議案第112号「参考賃借料の設定」について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第112号「参考賃借料の設定」については原案のとおり決定致します。

次に、追加議案が1件ございますので、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、追加議案書の1ページでございます、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で1件、合計2件の計画の追加がございます。

追加議案書2ページの表の21番ですが、資料は追加議案書の3ページと4ページでございます。

■■■■氏が相続人代表者の、■■■■氏の一筆、■■■■㎡の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の■■■■と■■■■との間で年間■■■■円、期間は■■年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、追加議案書2ページの表の22番ですが、資料は追加議案書の5ページと6ページでございます。

■■■■氏が相続人代表者の、■■■■氏、他2筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■氏との間で年間■■■■円、期間は■■年間で賃貸借を行うものでございます。

以上2件の農用地利用集積計画の追加について、ご審議を頂きたくよろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から説明のありました議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議しますが、21番については、■■■■の役員であります、菊池利治委員が議事参与の制限にあたります。

まず、21番を審議しますので、菊池利治委員は退室して下さい。

(菊池 利治委員退室)

議長
野村会長

それでは、21番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

原案に賛成の議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の21番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の21番については原案のとおり決定致します。

次に、22番を審議しますので、菊池利治委員は入室して下さい。

(菊池 利治委員入室)

議長
野村会長

21番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、22番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の22番について原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の22番については原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年6月28日

議長 野村 照明

署名委員 福西 範

署名委員 田井 克廣